

1. 件名：「新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング(伊方発電所第3号機の設計及び工事の計画の届出(原子炉冷却系統施設の主要弁・主配管の取替工事))【3】」
2. 日時：令和4年6月16日 10時40分～12時25分
3. 場所：原子力規制庁 9階A会議室(一部TV会議システムを利用)
4. 出席者：(※・・TV会議システムによる出席)

原子力規制庁：

(新基準適合性審査チーム)

関企画調査官、鈴木主任安全審査官、畠山安全審査官、伊藤安全審査官

四国電力株式会社：

原子力部 設備保全グループリーダー※ 他4名※

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

6. その他

提出資料：

- ・資料1 伊方発電所3号機 1次系配管取替え工事(届出コメントリスト)

以下のホームページ掲載済みの資料を使用

- ・伊方発電所3号機 1次系配管取替え工事に係る設計及び工事計画の認可申請/届出の概要について(令和4年6月15日ヒアリング資料)
- ・伊方発電所第3号機 設計及び工事計画届出書補足説明資料(令和4年6月15日ヒアリング資料)

以上

時間	自動文字起こし結果
0:00:03	議事録成長ハタケヤマです。これより、四国電力伊方発電所 3 号機の設計及び工事計画届け出書に関する
0:00:11	ヒアリングを開始したいと思います。
0:00:14	今回のヒアリングに関しては、昨日、行いましたヒアリングの続きという位置付けになるかと思っています。
0:00:22	昨日、耐震関係のお話をしている最中でちょっと時間が来ておりましたので、中断という形で、本日、ヒアリングを設けておりますが、
0:00:33	昨日、指摘した内容についてまずはちょっと四国電力から振り返りという形でお話しいただけますでしょうか。
0:00:42	その上で、続きをさせていただければと思います。
0:00:46	はい。四国電力瀧川でございます。そうしましたら昨日いただいたコメントのページということでよろしいでしょうか。
0:00:54	本当です。
0:00:56	はい。昨日、いただきましたコメントにつきましては、
0:01:02	まず加圧器逃し弁下流の形状が変更しますが、そこに流量に影響がないこと。
0:01:10	というのをお示してくださいというコメントが 1 点、失礼しました原子炉規制庁常盤です。全体の振り返りは最後にさせていただこうと思いましたが、耐震の方、コメントいただいたと思いますけど、まずお願いしてよろしいですか。わかりました。
0:01:28	全体のコメントの内容の反映等は後程させていただこうと思えます。
0:01:42	はい。なお、
0:01:43	四国電力ヒラタが A 炉該当いたします。
0:01:48	すいません四国電力の村上と申します。昨日は 3 次元はり低ピッチについて、
0:01:58	今回、再稼働工認でピッチでやってるラインについて、3 次元梁で同様 3 次元梁で解析していることについて議論を
0:02:08	させていただいてた途中だと認識しております。当社としては改造範囲について、工事範囲につきまして、精緻に耐震評価結果を示すという観点から定ピッチ。
0:02:22	ではなく、3 次元梁で実施しましたというところの議論で終わっていたかと思っていますので、その続きの議論についてさせていただけたらと思います。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:38	はい、原子炉規制庁畠山です。まず、ご説明ありがとうございます。今までの流れは規制庁内、側としても、
0:02:48	同じステータスですよ。はい。では、都築の方させていただければと思います。
0:02:54	最後、確か私の方からでしたっけ昨日、今お話されたように、AとDピッチを用いるのか3次元梁モデルを用いるのかというところで、
0:03:05	四国電力の方は政治にAとし、結果を示すために、3次元梁モデルを使用しましたという選択をされたということはず、今お話いただいた通りだと思います。で、
0:03:16	その方針が、
0:03:19	新規制のときの13-12ですかね資料の、
0:03:22	この資料に基づく対応なのかということを確認したところ、四国電力の方から必ずしもこの政治シミズというところに対応しているものではありませんというご回答が昨日あったものだと思います。
0:03:33	で、そういった意味では、新規制とはそうすぐわないと。
0:03:38	ということだったと思いますので、その上でちょっと数確認をさせていただくんですけども、
0:03:45	今回、まず、ピッチを用いるのか、或いはその
0:03:52	3次元梁モデルを用いるのかというその選択性のところですね、これは、
0:03:57	今回の届け出書の中でどうご判断をされているのかというところですね、そこはどのように書かれておりますでしょうか。
0:04:14	四国電力平田です。届け出上は、
0:04:36	すみません届け出上は、資料5-4-3のところに、解析モデルは配管弁及び支持装置を3次元はりモデルに置き換えるとして発アベA3部はりモデルで行うことを宣言しております。
0:04:55	原子炉規制庁畠山です。資料5-4-3で3次元はりモデルに置き換える旨は承知しました。で、他方、それをどう選択したのかというのは、
0:05:06	市届け出上ないということよろしいですかね。
0:05:14	新田食う過程については、
0:05:18	ドル形状は記載しておりません。
0:05:21	はい。承知しました。まず、そこは書かれてないということで、共通理解になったかと思います。で、
0:05:28	その上で、これを

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:05:31	これはどのように選択されたのかっていうところのところは、内容は、先ほど口頭で伺った限りですけども、
0:05:40	これは例えば
0:05:42	昨日もおっしゃったように思いますけども、従前の考えに基づきっていうところをおっしゃってた方もその従前っていうのは、
0:05:51	今回、
0:05:54	新しく持ち出した話ではないということよろしいですかねこれは。
0:05:59	はい。過去の配管取替工事、
0:06:03	でも、
0:06:05	このように、ピッチスパン法を用いていたところでも、
0:06:09	取りかえ範囲が狭いということ、あと評価結果をお示し、
0:06:15	スルーにしても、情報が少ないということで、
0:06:21	その人はモデルを用いて説明させていただいていたという経緯がありまして今回もそれに倣って3次元はりモデルでご説明させていただきました。
0:06:33	原子力規制庁タキヤマです。ご説明いただいたというところ。
0:06:39	カット今井家おっしゃってたと思いますけども、それは、
0:06:43	今回の
0:06:45	資料ではまずその選択は書かれてないかと思えますけども、従前ではその考え方を含めて説明をしていたということでしょうか。
0:06:57	四国電力の村上です。従前とで、資金の例で言いますと、前回の定検で、同様の配管の取りかえ工事を実施しております、
0:07:11	届け出をさせていただいております。その届け出の耐震計算書等、記載程度は同じでございます。
0:07:19	一方ですね補足説明資料の方に、先ほどご説明をさせていただきました、考え方の方を説明しておりますが、今回補足説明資料にはその記載が十分ではないと思えますので、
0:07:39	前回の定検、
0:07:41	と同様の記載程度ということであれば提出させていただいている補足説明資料2、3次元はりやる旨を書いて、
0:07:51	今回の届け出書については、現状の記載程度を見させていただくと、説明の程度は実績に近くなるのかなというふうに考えますが、いかがでしょうか。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:08:08	原子炉規制庁武山です。ちょっとまず事実確認をしたいんですけども、前回というのは、昨年の提出のありました届け出の補足説明資料のことを指しておりますでしょうか。
0:08:20	四国電力の村上でございます。ご認識の通りでございます。はい。その資料の何ページに、
0:08:26	記載がありますでしょうか。
0:08:32	四国電力の村上です。ちょっとファイルを開きますので少々お時間いただけますでしょうか。はい。失礼しました。お願いします。
0:11:04	四国電力の村上でございます。すみません。届け出側には説明が入っていないので、民家側の補足説明資料をお持ちでしょうか。
0:11:18	原子力成長ハタケヤマです。昨年、
0:11:21	配管関連で、民間ものってありましたでしょうか。
0:11:25	はい。認可届け出、今回と同じように、同時申請をさせていただいてございます。
0:11:36	どうぞ。
0:11:42	原子炉規制庁竹尾です。化学体積制御系の配管改造の話ですかね。
0:11:49	四国電力の村上です。ご認識の通りです。
0:12:11	原子炉規制庁竹山です。資料承知しました。これの何ページですかね。
0:12:18	別紙1の3ポツ、
0:12:21	をご確認いただけますでしょうか。PDFで言いますと4枚目になります。
0:12:41	議事録チャットです。ちょっと確認をしますので少々お待ちください。
0:12:46	はい、承知いたしました。
0:13:45	衛藤規制庁の伊藤です。ちょっと1点確認なんですけれども、先ほど四国電力側から、
0:13:53	1年前の例で、そのときは、定ピッチスパン法でやると、情報が不足するから、
0:14:03	3次元はりモデルを選択したというふうに聞こえたんですけどもそれは、まず、
0:14:10	その認識は正しいですか。
0:14:14	四国電力の村上です。すみません。ちょっと語弊があったかもしれませんが、低ピッチだと支持間隔、
0:14:24	だけになりますので、より、
0:14:28	発生値も踏まえた評価結果をお示しできるという観点で情報を充実化させる観点で、3次元梁に変えたということで、
0:14:39	より詳しくご説明をしたいというイトウ。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:14:43	情報が不足しているというふうに答えたものでございます。
0:14:56	衛藤規制庁イトウです。ご説明は承知しました。ただそうするとす。整理としては、定ピッチスパン法で、
0:15:05	情報が不足しているというよりは、
0:15:09	JPスパンⅣでもた足りてはいるということですね。
0:15:16	中国電力の村上でございます。ご認識の通りで、定ピッチスパン法であればもう再稼働工認資料 13-12 にすべて計算結果が載っておりますので、今回の工事に合わせて計算をする必要はないということでございます。
0:15:32	ただ改造購入だと、従前からですね、より詳細な評価結果を見せて欲しいと、いうご要望も、また、
0:15:44	耐震関係者からはご指摘をいただいておりますので、設計の過程で実施をしている 3 次元梁で、より詳細な評価結果をお示しているという位置付けでございます。
0:16:05	衛藤規制庁イトウです。ご説明の内容については承知しました。規制庁鈴木です。より詳細な
0:16:15	結果を示して欲しいというのは、
0:16:20	新規制の時の定ピッチを、
0:16:27	使わない場合の、
0:16:29	三角印の、
0:16:32	注釈で書いてあった地震または熱膨張による変位がおつきくないかどうかを確認したいという、
0:16:39	そういう要望があったってことですか。
0:16:46	四国電力の村上でございます。すいません。一般論として申し上げてしまいましたが、
0:16:57	よくご指摘をいただくのが低ピッチでやってるところについて、代表箇所でもいいから、
0:17:08	3 次元で見せて欲しいという要望を従前からいただくことがございましたので、改造工認では、大概 3 次元で結果をお示してたという経緯がございます。
0:17:24	結局、何を、そんな 3 次元梁で代表例を示し、説明されたんですか。
0:17:32	単純に最終的に定ピッチで言ってる。
0:17:36	設計用の荷重の部分ですね、その、
0:17:41	に応じた、
0:17:45	その応力の種類はわかりませんが、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:17:48	何かの応力と、3次元梁モデルでやった。
0:17:52	応力を比較して、
0:17:56	同じような結果が出てるかどうかっていうのを見たいという要望があったのか、その辺がちょっと何で3次元はりモデルで、
0:18:04	その代表的なところを、
0:18:06	見たい、もしくは見しやった結果何を見せたのかがちょっとよくわからなくてですね。
0:18:13	私が先ほど聞いた。
0:18:15	新規制のときの、定ピッチを使わない理由のところでは地震または熱膨張による変位が、
0:18:21	大きいこの場合は低ピッチ使わないってことは生もともと新規制で制限されているので、
0:18:26	それが大きいが大きくないかっていうことを、見せて欲しいと言われて見せたのか。
0:18:33	結局何を見せたのかがちょっとよくわからないんですけども。
0:18:38	はい。四国電力の村上でございます。定ピッチ、ご存知の通り、支持間隔しか
0:18:48	お示してございませんので、どういったところに、オールドが建つかとか、そういったところが見えないので、ピッチで
0:18:58	やる範囲について、一部でいいから、代表的なものを見せて欲しいというのが、一般的に
0:19:11	どこそでというわけではないんですけども、一般的によくいただく質問でしたので、そういった
0:19:20	応力が立つところとかそういったところが見えやすいので、見せて欲しいというご要望をいただくことが多いという一般論で申し上げました。すみません誤解を生じたところ、
0:19:37	申し訳ございません。規制庁鈴木ですから一般論ではなくって、具体的に言って欲しいんですけども、
0:19:44	定ピッチのイメージって、直管のイメージですよ。
0:19:49	そこに対して、同じような方向に地震が入ってきたりだとか、
0:19:56	する部分においては、そこに一定間隔でリジッドな
0:20:01	サポートがついていれば、それでいいでしょうっていうことですよ。で、設計用の荷重を超えないような感覚にすれば、
0:20:08	いいでしょうという考え方なんですけど。
0:20:10	実際は配管ルーティングで3次元なっているので、先ほどの、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:20:15	まさに新規制の時に言って言っていたみたいに、低ピッチで表し切れないような地震によって変位が生じたときなんかはどっかに応力集中するでしょうと。
0:20:24	そういったところがないのかどうかっていうところを、
0:20:27	確認したいから梁モデルで代表的な部分を見せてくださいねっていうふうにリクエストが出たんじゃないんですか。
0:20:36	四国電力の村上でございます。ご指摘の通りでございます、定ピッチについては直管部でモデル化しておりますが先ほどご指摘いただいたような曲がり部であったり、分岐部であったりというのは、低減係数を用いて、
0:20:54	評価しておりますので、そういったところについても、適切にモデル化できる手法だと考えてございます。で、今回についても、そう。
0:21:04	再稼働を臨時低ピッチで評価をして、認可をいただいておりますので、当然、定ピッチが、
0:21:15	適用できる場所でございます、この部分について3次元梁でというご要望をいただいたわけではございませんので、誤解を生じておりますところ申し訳ございません。
0:21:29	このところについてご指摘をいただいたわけではございませんので、訂正させていただきます。
0:21:35	規制庁スズキそうするとだから今回の部分においてはもうすでに新規制の時に、
0:21:40	詳細にやらなくても定ピッチを使えるところだって確認した上でやってるんであるから、
0:21:46	今回やはり3次元はりモデルでやってきた結果で、何か特別に説明することはないってことですよね。
0:21:54	四国電力の村上でございます。RC03、ごめんなさい。ブロック1、再稼働工認で言いますとRC03の部分でございますがそれ以外のところについてはご認識の通りでございます。
0:22:07	すいませんRC03は逃しラインのところだと思いますけど、
0:22:12	そこについては、
0:22:16	3次元はりモデルでもともとやる。
0:22:18	別紙として新規制のときにやってたわけですからそこについては何も今、議論はおよんでないと思ってるんですけども、
0:22:27	はい。四国電力の村上でございます。ご認識の通りでございます、今回の届け出というくりでご説明をしたので、今回の届け出という議論

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	させていただきます。ブロック 2 から 4 のところに該当すると、こちらにも認識してございます。
0:22:44	規制庁数でそうするとブロック 2 から 4 については従前のリクエストに応じるべき必要がないところじゃないんですか。
0:22:55	被告電力の村上でございます。規制庁さんの方で精緻にご確認する必要がないというご判断であれば定ピッチ。
0:23:06	を適用してピッチでお示しすることができるかと認識をしてございます。規制庁それですみません規制庁が、
0:23:13	定ピッチでやる、やっていいよって言うてるわけじゃないんですよ。
0:23:18	新規制で定ピッチでできるって、事業者が言ってくる四国電力が言って、言ってきてそれで認可処分してるんですよ。
0:23:26	それを今回我々が定ピッチでやっていいよってわざわざ言わなきゃいけないんですか。
0:23:33	四国電力の村上でございます。ご指摘を踏まえまして、ブロック 2 から 4 については、再稼働工認の資料 13 の中に、
0:23:44	引用するのみになりますがそのような形で補正をさせていただけたらと思えますがいかがでしょうか。
0:24:00	規制庁スズキでそれは結局、3 次元はりモデルはやめて、
0:24:05	従前の定ピッチの結果から変わりませんっていうふうに補正するということを今言われたんですか。
0:24:14	四国電力の村上でございます。ご認識の通りでございます。従前の T P 表を読み込む。
0:24:21	という形にさせていただけたらと思います。規制庁スズキそれは四国電力はそれで問題ないと思えばそれでいいですし、我々としてはそれ、そういうものを補正されたら、
0:24:34	それで確認させていただきます。
0:24:38	そういう放送してよろしいでしょうかってことは我々が判断することではないので、
0:24:43	はい。四国電力の村上でございます。再稼働工認でも、認可をいただいておりますので、今回については 562 から 4 については、
0:24:53	低ピッチスパン法を読み込む形で再稼働工認で読み込む形で、ブロック 1 については、再稼働工認でも、配管として 3 次元梁でやっておりますので、それについてご説明する形で、
0:25:11	申請させていただきます。
0:25:15	規制庁鈴木です。その上で、我々確認したいのは、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:25:21	SI注入配管のシール部に接続する部分の、
0:25:27	ルート変更部分ですのでそこはしっかり説明してくださいね。
0:25:34	中国電力の村上でございます。説明をするといいますのは、
0:25:41	米ピッチ、
0:25:43	ピッチ間隔に収まっていること及び、
0:25:50	もう御説明をするということでございます。スズキ違います
0:25:55	新規制のときにす低ピッチスパン法を使える。
0:25:59	理由としては、地震または熱膨張による変位が大きくないってことを、
0:26:06	それを条件にされてるんですよ。
0:26:11	四国電力の村上です。趣旨ご理解いたしました地震または熱膨張による荷重が小さいことを、説明をするようにいたします。それについては当然のことながらこういうルート変更、
0:26:26	しても当然地震だとか熱っていうところは、なるべく応力集中しないように、
0:26:32	逃げるようなルートを考えた上で、そのメンテナンス上の
0:26:38	水位をなるべく上に取りたいっていうところもクリアするっていうことを、設計上考えられてああいうルートにされているんですよ。
0:26:48	中国電力の村上でございます。ご認識の通りです。ですからそこをしっかりと説明してくださいよ。
0:26:54	そうしないと我々同じですって言われても、ルート書いてんだからルート書いてるところについて我々確認したいので説明してくださいよって言うしかないので、
0:27:05	はい。四国電力の村上でございます。基本的には再稼働工認のときからそう。すいません。支持間隔についてはこういう方針でやるという説明までを、人、
0:27:18	今回届け出ですけども再稼働購入の時は認可で記載をしてございますので、そういった今ご指摘いただいたような地震と熱膨張、
0:27:30	その観点については、補足説明資料にて、
0:27:36	資料 13-12、再稼働の資料 13-9 に基づいた設計ができることを、ご説明をするという形でよろしいでしょうか。規制庁スズキそれで結構です。我々としては
0:27:49	変更の理由のところきちんとルート変更するって書いてあるし、ルートが変わったことは添付図で読み取れるので、
0:27:57	そこについて説明が十分なされていれば、特段、それ以上突っ込むところはないと思います。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:28:06	四国電力の村上でございます。了承いたしました。
0:28:12	ピッチで新、
0:28:14	申請をさせていただくということ、また、ルート変更については、地震または熱膨張が少なく、標準支持間隔法が適用できること、この2点について廃止をいたします。
0:28:35	内野規制庁ハタケヤマです。それでは、他耐震関係はありますか。
0:28:44	よろしいですか。
0:28:45	ちょっと1点私から確認したいんですけども、
0:28:50	これは、それと素朴な質問とをご理解いただければと思いますけれども、
0:28:56	資料5-6-7。
0:29:05	で、今、
0:29:08	資料としてその結果が示されていますけども、
0:29:11	これは今の補正されるという方針によって残るんですけど。それとも消えるんですけど。どちらでしたっけ。
0:29:22	被告電力の浦上でございます。ブロック1が、配管、3次元梁でやっておりますのでその範囲について記載するように補正をすることになろうかと考えております。
0:29:35	承知しました。その範囲は、今、簡易弾塑性解析を実施されておりますこの従来は、
0:29:44	整地。
0:29:45	この真ん中の、
0:29:48	欄は、
0:29:50	どこに残るんだっけ。
0:29:51	ちょっとお待ちください。
0:29:59	原子炉規制庁竹尾です。
0:30:01	ところ、もう一度確認させていただきます。この水平2方向と鉛直方向の地震力の評価結果を変わるんですが、変わらないんだけど、どっちでしたっけ。
0:30:28	あ、四国電力の村上でございます。ちょっと今、この第
0:30:34	今回申請をさせていただいた3次元はりモデルで一番厳しい、尤度のところを載せてございますので、
0:30:45	このところがもしブロック1杯が代表でなって、代表になっている場合は、Aブロック1の値に変更が必要でございます。
0:30:55	代表がブロック1のままの場合は、現状の記載のままでございます。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:31:23	原子炉規制庁畠山です。
0:31:26	おそらく、このブロック1の部分なのかなと思ってちょっと確認ですけども、資料5の5-1-2を見ると、ブロック1の間の応力計算結果があって、
0:31:38	これの一次二次応力のところで410となる。
0:31:43	ている。ここはいいですね、410なっている。
0:31:46	部分があるかと思います。これが多分水平2方向のところで、
0:31:52	出されている一番厳しい値なのかなと思っていおります。で、
0:31:56	このあたりは新規制と同じ値ですかね、ちょっと事実確認でございます。
0:32:05	四国電力の村上でございます。
0:32:09	こちらでも確認をいたしましたブロック1の値であると思われま。この部分については若干サポート位置の変更がございますので、値が若干再稼働の時より変更となる。
0:32:25	ておったかと思えます。
0:32:43	原子炉規制庁八田。
0:32:45	いや、ちょっとお待ちください。
0:39:33	原子炉規制庁畠山です。ちょっと1点お願いでございます。補足説明資料の方にですね、今お話ありましたサポート位置の変更ですね。
0:39:43	あったかと思えますが、具体的にそのサポート位置はどこからどこに変更されてるのかということですね、今回の届け出の範囲においてちょっとお示しをいただければと思います。
0:39:53	四国電力よろしいでしょうか。
0:40:01	被告電力の村上でございます。
0:40:04	今回の3次元梁で実施をしているブロック1について、整理をして提出させていただくという理解でよろしいでしょうか。
0:40:32	原子炉規制庁の竹山です。まず、外岡白井がおっしゃる通りです。そのちょうど範囲でいうところがちょっと不明確だったので、失礼しました。
0:40:42	Cループに関しては、ルート変更されているということなんだと思っております。四国電力の方で
0:40:49	衛藤
0:40:51	ちょっとお待ちください。
0:41:02	失礼しました。申請で行っているその地震または月暴力。
0:41:07	膨張による変位が大きく、標準支持間隔法によることが適切でない場合ってところの、ぜひのところ、
0:41:16	配管ルートとあとはそのサポートのところ、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:41:19	ー1、1 が何か説明として必要であれば追加いただければと思います。
0:41:24	必要がなく、説明にあたって必要がないのであれば、
0:41:28	必ずしも必要ではないかなと思います。
0:41:33	四国電力の村上でございます。拝承いたしましたまずはブロック1についてサポート位置の変更をしている箇所を記載をいたします。ブロック2から4については、
0:41:45	地震または熱膨張による変位が大きく、に該当しない場合は、不要であって、説明必要が生じた場合は提出するという、理解をいたしました。準備させていただきます。
0:42:02	原子炉規制庁島山です。よろしくお願いいたします。すみません。江藤。それで、ちょっと確認をさせていただきたいところ、もう一つありまして、
0:42:13	これもちょっと、まず、素朴な質問とさせていただきますが、資料5の6-7のところ、
0:42:20	の営業へ結果のところ、
0:42:25	水平2方向と鉛直方向の地震力による影響評価結果の備考欄のところ、
0:42:30	簡易弾塑性解析を実施と書かれていて、その実施の結果ってこれ示されていないかなと。届け出書は、
0:42:38	の中では示されていないかなと思うんですけども、
0:42:41	この結果を、
0:42:43	実施したことの宣言のみとしているのは、これは新規制のときの考えと同じですか、ちょっと確認です。
0:42:52	四国電力の村上でございます。簡易弾塑性解析というのは疲労評価のことでございます。現在ご確認いただいている10冊二次応力の下での疲労評価がこの第3段階弾塑性解析の評価結果に該当いたします。
0:43:10	承知しました。ありがとうございます。ちょっと認識が、失礼しました失礼しました。
0:43:17	では耐震はよろしいですかね。はい。
0:43:22	ではちょっとお待ちください。
0:43:29	勤務。
0:43:54	原子力規制庁叩きますでは、
0:43:57	耐震の方はちょっとありましたけども、資料全体届け出書の全体としてちょっと担当の方から質問していきたいと思います。規制庁側から何かありますか。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:44:08	四国電力の村上でございます。耐震で、切りがいいので本日いただいた土佐医師に関するご出席 3 点、この場で確認をさせていただこうかと思いましたがよろしいでしょうか。
0:44:22	原子炉規制庁高間です。ではお願いいたします。
0:44:26	はい。まず第 1 点目でございますが、再稼働工認で定ピッチで申請している範囲について今回の届け出でも、定ピッチで申請するという事業者の方針に変更することといたしまして、
0:44:41	そのように補正をさせていただけたらと思います。
0:44:46	2 点目でございますが、次、ピッチで申請するに当たりまして、地震または熱膨張が少ないこと、特にルート変更のところでございますが、各
0:45:00	補足説明資料にて説明を追記をさせていただきます。
0:45:05	3 点目でございますがサポート位置の変更箇所につきまして、まず、3 次元はり分、3 次元梁で実施をしておりますブロック 1 について、
0:45:17	補足説明資料で提出をさせていただきます。
0:45:21	定ピッチで補正をするブロック 2 から 4 につきましては、仮に地震または熱膨張が少ないことの説明で必要となるのであれば、整理をして提出をさせていただきます。以上 3 点承つ。
0:45:37	あと、認識しておりますが、認識そごないでしょうか。
0:46:00	原子炉規制庁の竹山です。耐震の 3 点については、こちらとしても、特段コメントありません。
0:46:06	では、はい。はい。よろしいですか。
0:46:09	はい。四国電力の村上でございます。
0:46:12	藤では設備側の担当者と交代をいたします。はい。お願いいたします。では、当資料全体として、
0:46:22	担当の方から、
0:46:25	規制庁の井藤です。ちょっと資料の体裁というか、形式的な部分の確認をまずさせてください。
0:46:35	資料、本文の
0:46:42	2-3-4 の一井の表ですね。
0:46:49	4 号に AB の弁のところで、
0:46:52	注 5 て、説明が書かれていて以前は、
0:46:59	サス F316 相当が子集めほにやららというふうに記載されていた。
0:47:07	ところが今回の変更前で、
0:47:10	ザ政府 316 というふうに、
0:47:13	変わって、と言いますと、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:47:15	これって
0:47:17	要目表の変更には当たらないのでしたっけという確認なんですけれども、ご説明をお願いします。
0:47:32	帰国電力のキムラ別、
0:47:35	工事計画の届けにある、更新後にしてにかかるガイドの中で、
0:47:46	その中で、字数の
0:47:51	もし
0:47:54	リースのおソリマチが、ナイトウの方ちょっとお持ちしますお待ちいただきます。
0:48:46	失礼いたしましたお待たせいたしました。
0:48:52	四国電力の木村です。発電用原子炉施設の工事計画に係る手続きガイドを、の中でですね、
0:49:00	記載の中でJIS規格等の呼称変更により工事計画に記載されている材料と故障、異なるものの、同等の紙、仕様の材料を使用するもの。
0:49:12	につきましては、工事計画の記載の変更を行うが変更の工事には該当しないと、という記載がございまして
0:49:21	ですのでこちらについては要目表の変更には当たらないというふうに整理しております。
0:49:37	規制庁の伊藤です。今設工認の手続きがどう見ていると、
0:49:46	この中で、つまり、
0:49:51	これはJIS規格等の呼称へ変更というものに該当するということでしょうか。
0:50:21	四国電力の木村です。
0:50:25	呼称変更という
0:50:29	す。
0:50:35	今回は同等の仕様のもので投資をするところになりますので、こちらに該当して
0:50:48	目標の変更にはならないと、いうふうに考えてございます。
0:50:56	石崎市長の武山です。今ちょっと確認させていただきたいところなんですけども、
0:51:03	明日目の、
0:51:04	S182、F316 と書かれていた従前の記載のものと、
0:51:10	今後書かれることを指す、F316。
0:51:14	これは、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:51:15	材料の生成分費も同じで、単に名前が違うだけということでしょうか、それとも成分費は若干異なりますが、どちらでしたかね。
0:51:40	四国電力の木村です相当材というところですので、成分としても同等のものであると考えております。
0:51:59	井関ちゃんタキヤマです。
0:52:03	ちょっと次に確認したいのが、
0:52:06	規格類で用いる
0:52:09	許容値とかそういったものも、
0:52:13	厚めのF
0:52:16	SA182、F316 と円札F316、これは同じ。
0:52:21	値になるんですかね。
0:52:23	ご確認いただけますか。
0:52:49	トクデンカのキムラです。外材ですので同じキョウチになっているかと考えてございますけれどもこちらにつきましては
0:52:59	建設時の工認、Eの確認がちょっと必要となってくるので、そちらについてちょっと確認にお時間をいただければと思っております。
0:53:13	原子炉規制庁竹山です。これの、後日、補足説明資料等でご回答ということでしょうか。それとも、本日のご回答ですか。
0:53:22	四国電力の木村です。後日補足説明資料上でご説明させていただければと考えてございます。
0:53:28	原子炉規制庁畠山です。承知いたしました。では、このお話に関連して、或いは、全体通して何か他に質問お願いします。
0:53:38	ある。
0:54:15	すいません規制庁の伊藤です。ちょっともう一つ、これも形式的というか形式的なんですけれども、今回の届け出書本文の適用基準及び適用規格、
0:54:30	9 の表ですね、2-3-11-99 と。
0:54:38	2-4-10-3 のところ、共通してますけれども、
0:54:43	ここの部分ですね、共通項目と個別項目とでそれぞれ基準規格が書かれているわけではなくて、
0:54:55	同じ一つの表で書かれていると。
0:54:59	いうのは新規の時とは整理が違うのかなというふうを感じるんですけれどもその点、
0:55:06	どういう整理になってるのか、説明をお願いします。
0:55:13	電力の木村です。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:55:15	おっしゃる通りですね、当貸稼働の際には、共通項目と個別項目というところで受けさせていただいて、
0:55:26	集中させていただいてるところになりますけれども、再稼働以降の個別の工事、配管工事その他の工事については、
0:55:35	平成 29 年ごろに、
0:55:38	この適用規格と基準について今回の工事に関連、あるものに記載するというところのコメントを規制庁さんの方から、
0:55:49	今度いただいておりますその社員の衛藤。
0:55:54	あと調整の中で今回の届け出のように、
0:56:00	共通と個別というところも分けずに、ただしこの工事に関連あるもののみを記載すると、というような形で、再稼働以降の個別工事についてはそのように出させていただいているというところですよ。
0:56:20	規制庁伊藤です。
0:56:23	承知しました。はい。
0:57:06	原子炉規制庁畠山です。今お話いただいた平成 29 年度の話をちょっとフカボリさせていただきたいんですけども、
0:57:15	申請の際は、公認作成要領というのはCP100 っての、
0:57:21	2、工認のその全体としての作成要領を作成いただいているかと思えます。で、その中で、適用基準適用規格については、同一の基準、及び規格が共通。
0:57:32	次、条文と個別条文両方に該当する場合、双方に重複して記載するとあったかと思えます。
0:57:40	で、その考えを改めて、
0:57:46	何かルールを改めて、現在は、
0:57:50	共通。
0:57:51	条文個別条文を一緒くたにしているということですか。
0:58:00	四国電力の木村です。
0:58:01	再稼働につきましては、衛藤全体に対して基準適用基準規格を書く必要があったので、共通とオオエというところで分けさせていただいたと。で、
0:58:14	これと先ほど以降の個別の工事については、当時関連あるもののみので記載にというところで、整理しておりますので、
0:58:27	ですので

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:58:29	共通当間コウゲっていうところはもう重複しているものもありますけれどもそこはもう一緒くたにして記載をさせていただいているというところがございます。
0:58:39	はい。
0:58:41	原子炉規制庁竹山です。で、平成 29 年で変えたのは、大きく分けて二つで、一つは、先ほどお話しいただいた、
0:58:53	今回の届け出或いは申請において、使用した適用基準適用規格を記載することに変更した。
0:59:02	あと、あとは、
0:59:05	今まで、個別条文、共通条文を分けて記載していたものを、
0:59:11	一色単にして記載することというふうに、
0:59:16	この大きく分けて二つが方針転換があったということですか。
0:59:23	その認識ではございません。
1:02:03	原子炉規制庁畠山です。
1:02:05	今、多分お話しいただいている内容を勘案すると、その工認作成要領を改定をされていて、
1:02:17	新規制の考え方とは必ずしも沿ってないってことだと思います。で、
1:02:23	これはちょっとお願い、資料として充実化いただきたいんですけども、
1:02:28	その購入作成要領を改定して、今、どういう運用にしているのかというところですね、御社の社内でどう定めていて、それに基づいて、今回
1:02:41	届け出こうしましたというところですね、それがわかるものをですね抜粋いただいて、補足のほうに、充実化いただければと思うんですけども、四国電力は、その資料の作成は可能でしょうか。
1:02:58	四国電力の木村です。適用規格基準の記載の社内の今のルールというところを、補足説明資料には記載するというところでは、解消いたしました。
1:03:11	いうところで、サイショいたしました。
1:03:22	原子力規制庁タケノです。適応基準適用規格については承知しました。では、次の方に移りたいと思います。
1:03:31	よろしいですかね。はい。では次お願いします。
1:03:51	衛藤規制庁の伊藤です。資料 6 のところについて確認させてください。資料 6 の、
1:04:01	山王、
1:04:05	ところですね一番最初の、
1:04:10	クラス 1 機器の強度計算結果、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:04:13	のところについてなんですけれども、
1:04:17	まず、この補強の
1:04:22	クラス1管の補強の話が出ていて、
1:04:29	1ヶ所、2ヶ所というか、2種類ですかね、2種類補強の結果が出て、
1:04:36	見ますと、一つ目の資料6-3-6から6-3-8までは、これは加圧器 逃しラインのところの
1:04:50	ティピーズになっている部分。
1:04:52	について書かれているという理解でいいでしょうか。
1:04:58	その理解でもありません。
1:05:02	はい規制庁伊藤です。そうすると、
1:05:07	この記事の部分については、
1:05:10	これまで、
1:05:11	の共同へけ。
1:05:14	評価結果等へと変更があるということなんでしょうか。
1:05:27	四国電力、木村です。当該箇所につきましては、その箇所に、ベント弁 が取り付けられておまして、
1:05:38	その取りかえ前も取りかえ後もとり、取りついているものというところ になりましてそのメディアを設けて穴を設けるというところに対するその 補強に問題がないかというところの説明ですので、
1:05:52	その観点で言いますと取りかえ前でも後でも同じように、な評価結果に なっているという認識です。
1:06:04	規制庁伊東です。すいません。ちょっと確認なんですけれども先ほど弁 とおっしゃったのはこのT0のところですか。
1:06:17	四国電力の木村です。その記事の部分というところで、認識も下がりが ません。
1:06:38	はい、瀬戸イトウです。わかりました。
1:06:42	ちなみにこのTGで時間については
1:06:48	何て言ったらいいですかねと。
1:06:50	どういう作られ方をするんですかね。苦労があつて穴を開けて作るん ですかね。
1:07:11	四国電力の木村です。P、今回のTの部分に、穴を開けた上で、そこに
1:07:20	ベント弁取付用の配管を溶接して接続すると。
1:07:24	というような形になります。
1:07:32	規制庁伊藤です。承知しました。
1:07:42	技師補規制庁畠山です。今のT字の部分っていうのはPの部分は、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:07:49	Pの方で、
1:07:52	そう思ってこれ、ちょっと言葉が、今ちょっと言い直します。
1:07:58	Pの部分については、
1:08:01	直管穴を開けて、T字に加工する。
1:08:06	というものではなくて、提示のままで作成されるということでよかったですかね。まずちょっと事実確認です。はい。
1:08:15	直電力の木村です。Tとして製作をした上で、そのTの箇所にはベント弁を取りつけるための穴を
1:08:27	施工して、そこにベント弁を取りつくと、ベントラインの配管を取りつくとこのような形になります。
1:08:37	原子炉規制庁武山です。政策の話は承知いたしました。ありがとうございます。で、その上で確認をしたいのか、設計建設規格のところ、
1:08:49	PPB産業に0に基づいて、おそらく今回、評価をされているかと思いませんけども、
1:08:55	PPB3、420に関してはその穴と補強として、配管に穴を設ける場合は、
1:09:04	PPB3年から3年やらなければならないと規定がされております。今回のTGで作成されたものは、この配管に穴を設ける場合は、該当するんですけど。そこを確認させてください。
1:09:28	奥電力の木村です。そのご認識で液相ございません。
1:09:36	規制庁伊藤です。少々お待ちください。
1:11:20	原子炉規制庁畠山です。ちょっとすいません。さっきご回答いただいた内容に戻るんですけども、
1:11:28	加圧器逃がしラインのところに、ベント弁を設けるっておっしゃったかなと思うんですけども、それは、図でいうと、
1:11:35	どれに当たるんですかね。
1:11:43	四国電力の木村です。
1:11:46	添付図面の第1の一部、
1:11:50	オオエ等確認いただきまして、
1:11:56	中央部魔女中央部もう少し上の辺りに、
1:12:00	Tの部分があるかと思いますがこちらの部分に、
1:12:04	Aのラインを設けるということになります。で、ベントラインについては主配管には該当しないということになりますので、
1:12:16	今回のこの記載の図面上は記載をしておりますがこの部分に、
1:12:23	ベントラインを設けるということになります。
1:13:22	原子炉規制庁の武村所長お待ちください。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:15:38	規制庁イトウ列お待たせしました、一応運営と説明を承知したつもりで、ちょっと最後に確認する、なんですけども
1:15:50	この図面の第1-1の図には、乗ってきていないけれどもベントラインがあって、弁がついていて、
1:15:59	それが主中、主幹に繋がっているラインであると、なので主幹。
1:16:06	から出ているものであるから、補強している。
1:16:10	というところについては説明を資料6に入れてあるとそういう理解でいいでしょうか。
1:16:19	そのご認識等はありません主配管に対して、穴を開けるということですのでそれに対して評価をしているということです。
1:16:28	規制庁伊藤です。わかりました。ありがとうございます。
1:16:32	それからもう一つの方なんですけれども資料6-3の
1:16:41	9から11ページについては、
1:16:45	これは
1:16:49	グループ、
1:16:51	AとBですかね、ループAとBの。
1:16:56	ところで、
1:16:59	高圧注入ラインと、次冷却材管の合流点のところの管台を指しているという理解でいいでしょうか。
1:17:17	菖蒲電力の木村です。こちらについても先ほどのベント弁の取り付けの際の補強と同じでして、
1:17:30	こちらのSIのラインにつきましても、
1:17:38	ベントドレン弁を設置してございますので、そちらについて、そちらについて、穴を設けた箇所に対して補強の計算をしているというものでございます。
1:17:51	規制庁伊藤です。すいません今のところはよ、要するに、一次冷却材管との合流点ではなくて別の、また弁当ラインのところのことを書いてるということですか。
1:18:07	その認識で相違ございません。
1:18:10	はい。ちなみに図面でいうとどの辺になるんでしょうか。
1:18:32	四国電力の木村です。添付図面の第1-2図、
1:18:37	が、Aのループ、Aループの店のラインになりますけれども、
1:18:44	図面の真ん中、中央部にマーレーユーザーが設けられていると。
1:18:50	いうところになりますけどその下流。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:18:53	一次冷却材が側あたりに、ベントをのネットエーベ取り付けのベントラインを、
1:19:04	設けておましてこの公共計算ということになります。
1:19:11	1-3 図、につきまして同様にレビューサノ下流。
1:19:16	の部分に、同じく後ベント弁を設けることということになりますのでこちらの部分の補強計算というところになります。
1:19:29	はい規制庁伊藤です。わかりました。
1:19:33	ちなみにすみません一次冷却材管との合流点は、カンダ言わないということなんでしょうか。
1:19:53	四国電力の津村です。
1:19:56	今回の届け出範囲としましては、カンライは含まれてございません。考えとの取り合い部につきましては、
1:20:06	配管のを取りつけるためにですね
1:20:11	若干角加工しますけれども、強度
1:20:15	に影響を及ぼす範囲については、その下、その加工の範囲外というところになりまして、神田委員の今日の影響を及ぼさないような加工ですので、
1:20:27	今回の届け出の範囲は、には入っていないというところでございます。
1:20:37	衛藤規制庁の伊藤です。ご説明のあった部分について、ちょっと詳しく確認したいんですけども今回一次冷却材管合流点との部分。
1:20:51	取り合い部については、どういう加工の仕方になるんでしょうか。配管のところを切るのか或いはカンダEのところちょっと切るのか。
1:21:01	そこについてご説明をお願いします。
1:21:14	四国電力の木村です。既設の管台側の熱影響部の部分を除去するために、神田井川を
1:21:26	生駒加古Aと切削して、
1:21:34	対価の取り付けを行うということになります。
1:21:46	江藤こちらありがとうございますか、神田井川を切削するというので、とりあえず承知しました。はい。
1:21:56	議長規制庁畠山です。衛藤。
1:21:59	次、ちょっと中断しキオスクですけども、時間が、
1:22:04	12 時となっておりますので予定した時間をちょっと超過している状況でございますけども、四国電力としてちょっとこのまま続けたいのか、或いは午後、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:22:14	別の時間を設けるか、どちらがよろしいですか、あとちょっと待ってくださいねと。
1:22:47	原子炉規制庁の竹山です。大きく分ける後、一文で、15分。
1:22:53	程度。
1:22:54	かなとは思っております。
1:22:58	引き続き、お願いできたらと思います。
1:23:28	では原子炉規制庁島山です。衛藤。
1:23:31	資料、届け出書のところですね、
1:23:35	と、
1:23:37	2-3-7の1/AA等非常用冷却設備その他原子炉へ注水設備に係る、次の事項とかでは4目標の部分。
1:23:47	ですね、ここをお開きいただければと思います。
1:23:51	番号繰り返してというと、エダ2-3-7の1/Eです。
1:24:00	各電力のキムラで開いております。はい、ありがとうございます。続けさせていただきます。今、辨野総務部CI07にAからCまで、
1:24:12	から、辨野省略して、075のAからC、
1:24:18	までの名称として、配管のルール、
1:24:23	取りかえを行いますということなの。
1:24:25	要目になっているかと思えます。で、
1:24:30	ここの、
1:24:31	ちょっとこれ事実確認総変更なしってなってるのは取りかえ範囲ではないところ、動作となってる場所は取りかえ範囲でしたっけ、ちょっとここは事実確認です。
1:24:50	四国電力の木村です。ご認識ではございません。承知しました。で、この072のABCのループがあるかと思えますけども、このうち、
1:25:02	Cは一切取りかえないんですよ。
1:25:08	電力の木村です。江藤クニシの通りです。
1:25:12	原子炉規制庁竹田です。で、ABだけ取りかえてCは取りかえないってところってのは、要目表はちょっと見えないかなと思うんですけども、それは要目表。
1:25:23	申請の本文としては、どこを取りかえるどこを取りかえないっていうのは、どの範囲までっていうのが、その四国電力でそのシミズベキ範囲ってのは、
1:25:33	定めておりますでしょうかちょっとそのお考えをお願いいたします。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:25:46	大津電力の木村です。おっしゃる通りですね配管については、この要目表というところでええと、
1:25:56	取りかえ範囲を実細かいといいますかここまでというところを表形式で示すのがかなり難しいというところがあるのかなと思っております。
1:26:10	形って具体的な取りかえ版につきましてはやはり図面、等でお示するのが一番
1:26:18	わかりやすいのかなというところで、添付図面の方を添付図面ですとか、系統図の今回
1:26:26	添付してございますけれどもその中で、明確に取りかえ範囲が記載できているというふうに考えてございますので、要目表上は現状の記載。
1:26:36	になるのかなというふうに考えてございます。
1:26:43	原子炉規制庁島山です。
1:26:45	まずう添付の方、図面の方に行けば、
1:26:51	資料としてはいい。
1:26:54	どの範囲かってのはまず理解はできます。で、
1:26:58	他方
1:27:00	法令上本文側と添付があって、重きを解けて10として書いているかと思っていて、我々として規制側としても認可している範囲というのは、主に本文事項だと認識をしております。で、
1:27:15	四国電力として今お考えになっているのは具体的にその本文側ではそのCループは取りかえている方に書いてないかっていうのは見えるわけではないものの、
1:27:26	それを取りか
1:27:29	後のその一体となったこのAと、
1:27:32	要目の名称で言うその辨野 072ABCから 075ABCこの全体として、
1:27:38	安全機能が損なわれる恐れがない、耐震設計をしているということをご説明を本文側でしているということですか。
1:28:06	すいません。ちょっとご質問の趣旨をちょっともう一度すいませんお伝えいただけないでしょうか。
1:28:13	ごめんなさい。今の話ちょっと明らかにちょっと遠回しな言い方だったので、撤回させていただきます。こちらとしてちょっとコメント申し上げたいところ、ストレートに申し上げますと、
1:28:23	その取りかえ範囲というのがですね、要目表上ですね、目に見えない部分。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:28:29	があるかと思っておりますこの範囲において、07にA、Bの範囲を取りかえるということを注記を記載いただきたいという趣旨でございます。
1:28:45	注記を常にしてちょっと衛藤要目野中本文側で明確になるようにしていただきたいというコメントでございます。
1:29:15	もし、シルクについては取りかえ範囲がないところを、要目表上に明確に示すところについては可能かと思しますので、記載案についてはまたご相談させていただきたいと思います。
1:29:33	原子炉規制庁畠山です。まずは、四国電力としての考えを示していただければと思います。で、
1:29:40	その上で、必要な手続きをしていただければなというのはこちらのコメント事項かと思います。で、
1:29:48	これでいって規制庁側。
1:29:52	ちょっとお待ちください。
1:30:01	季節をイトウです。すみませんちょっともう1個追加で質問させていただきます。違うところなんですけども、資料3で出してもらっている、応力腐食割れ対策についてです。
1:30:14	資料3を見る限りだと、今回の届け出範囲は、全体が、
1:30:21	今回の応力腐食割れ対策の対象というふうに見えるんですけども、
1:30:28	ヒアリング資料としてもらっているパワーポイントの資料だと、
1:30:34	右肩1ページの工事目的のところ、加圧器逃しラインと、Bループについては緑色アレイ対策のため、取りかえを実施することになっていて、
1:30:50	Cループについては触れられていないんですが、今回Cループについては、対象なんですか。
1:31:00	四国電力の木村です。おっしゃる通りですね評価の動力、
1:31:06	腐食割れ対策としましては、カツキ、A-オオハシラインと、ループAB、Eが対象というところになってございますが、
1:31:17	今回のこの応力腐食割れの説明としましてはクラス1の取りかえを行う、クラス1機器であればすべてこの対象になってくるということになりますので、
1:31:28	この資料3の
1:31:31	対象はどれかというところでありましてCも含まれるということになります。
1:31:38	規制庁伊藤です。すみませんちょっと確認なんですけれども、CループのSIラインについては、すでに

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:31:47	負応力腐食割れ対策がとられていて、今回は配管ルート変更はするけれども引き続き応力腐食割れ対策がとられた。
1:31:59	配管を使うとそういう整理でしょうか。
1:32:06	と、ご認識の通りです。当間椎野ラインについては過去に一度取りかえを行っておりましてそのときに、過去の対策を負わせているというところになります、今回はその
1:32:18	点検時の弁点検の運用性向上というところで、返事ルート変更を行うというものでございます。
1:33:11	規制庁伊藤です。状況については承知しました。ただですね今回届け出書の変更の理由欄とかも見てもですね。
1:33:23	Cループについて、過去やっています。今回配管ルート変更するけどそれは引き続き対策はとってますというところが見えない。
1:33:33	部分、見えないですのでそれがわかるように記載を出してもらうことはできますか。
1:33:46	中国電力の木村ですけど、それは資料3上でお示しするというところが、それとも補足説明資料等でご説明をさせていただければいい。どちらのご認識でしょうか。
1:34:02	真木瀬戸イトウです。私のイメージは本文の変更の理由のところわかるように説明してもらえたらなと思っています。
1:34:16	すいません四国電力常盤ですけども、変更の理由はですね工事をする目的の獲得なんでですね。
1:34:23	ちょっとそこにはそごがないかなと思っています。
1:34:26	で、
1:34:27	今の添付資料3、
1:34:30	ですかね。
1:34:31	頭には届け出範囲についてはこういう対策をしますというふうに書かせていただいていますので、親切では読めるかなと思いますがいかがでしょうか。
1:36:30	原子炉規制庁畠山さんを出しました。こちらとしてお願いしたい趣旨というのはですね今返還の理由のところではタカギがあるかと思えます。また、バウンダリとなる。
1:36:41	点検した運用のため、Cループの配管ルート変更を行うってありますけれども、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:36:46	この配管ルートっていうのはその予防保全の観点から、すでに実際やられているというのは承知したんですけども、今回の配管ルート変更においても、
1:36:56	清有井用いずに製作するっていうその予防保全の観点としてはその考えは踏襲されているんですね。
1:37:43	すいません規制庁の鈴木です。
1:37:46	畠山が言った何か質問的なところをちょっと撤回してですね。
1:37:50	我々が聞きたいのは、すでに予防保全としてcc対策をしている。
1:37:57	シール部に接続するSI注入配管のところは、
1:38:00	取りかえないところはいいですけれども、対策済みの配管を一旦ぶった切ってまた取りかえるんだから、その取りかえる配管は同じような予防保全を、
1:38:11	するんですよってことを変更の理由のところに書いて欲しいっていうだけなんですけれども。
1:38:16	ご趣旨理解いただけますか。
1:38:33	すいません変更の理由にその内容を書く必要性が、
1:38:37	なぜ書かなきゃいけないのかってのはすいませんよくわかんないところです。規制庁スズキですすでに対策を打った配管を一度切り出して別の配管に取りかえるわけですね。
1:38:49	はい、おっしゃる通りでございます配管は、
1:38:53	SCC対策を同じようにしたもので、取りかえるんですね。
1:39:01	はい、おっしゃる通りです。そういう政策を、
1:39:04	するということを書いていただかないと新しい配管がそうなってるかどうかは我々わからないんですけれども、
1:39:12	新しい配管につきましては、
1:39:15	添付資料 3、
1:39:17	JSC対策をしますと。
1:39:20	いや、ことを明記してございますので、わかるかと思えます。スズキです
1:39:25	変更の理由のところで、
1:39:27	SCCの対策を打つのは、
1:39:29	AループとBループに接続するSI配管について、
1:39:34	あと逃し弁もんど足代もそうですけど、
1:39:37	そういう対策をするっていうふうに書いてあるだけで、
1:39:42	シール部に接続するSI注入配管のところは、その話は一切触れずに、
1:39:49	運転、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:39:50	の向上のため、
1:39:53	ということしか書いてないので、
1:39:56	どういう配管とかっていうところが、我々わからないんですよ。
1:40:01	これ介護の話をされてるということです。わかりました。当然は除灰だっ て取りかえることについて我々確認するんですよ。
1:40:08	いや、最初、取りかえ前のものもおっしゃっておられたんで、とりあえず 今の話は、変更の理由じゃないですよって話をされたのでそれは 我々そうだと思います。
1:40:21	はい。
1:40:22	ただ、わかりました。ところについてはちゃんと書いてくださいって言うて るだけなんですよ。はい。取りかえるところを取りかえれば対策をしますと いうのがわかるように記載させていただきます。お願いします。ありがと うございます。
1:40:50	水木社長。
1:40:51	ハタケヤマでございます。
1:40:53	資料の3のところちょっと確認をさせていただきたいんですけど、資料3 のところ、
1:41:00	SCC対策の説明書ですね、この発生応力のところで、
1:41:07	一番下のところですね、表面の効果による応力腐食割れの発生防止の ために、
1:41:12	配管表面の機械加工として加工効果の低減を図る工法を用いるとある かと思うんですけども、昨年の届け出見たときに、これができない場合 は父兄も行うっていう記載があったんですけども、今回は記載されてま せんけども、これは、
1:41:28	保険回されない、そのできない場所はないって理解をしてよろしいです か。
1:41:36	コニシの通りで、この場普天間を適用する範囲が今回の範囲にはござ いませんで、
1:41:43	記載をしていないというところでございます。
1:41:47	原子力成長畠山です。承知しました。ありがとうございます。
1:41:51	恒例をもって全部でよろしいですか規制。
1:41:55	今のところは全部なりますね。はい。
1:42:00	そうですねはい。今日の確認する範囲は以上となります。
1:42:06	まずは、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:42:11	今、指摘を、こちら側からコメントをした内容について、四国電力の方から振り替えの方をお願いしたいんですけども、
1:42:19	資料共有、
1:42:21	画面共有いただいた上でAと読み上げていただく。
1:42:24	後、
1:42:31	原子炉規制庁の常盤です。時間も時間ですので、振り返りはちょっと省略させていただいて、後日、コメントリストという形で資料を、
1:42:40	ご提出いただければと思いますので、ちょっとお待ちください。
1:42:56	原子炉規制庁竹尾です。
1:42:58	本日コメントした内容については、後日、資料のほど、ご提出をさせていただければと思います。
1:43:06	コメントリストもそうです。はい。お願いいたします。
1:43:12	加えて、
1:43:15	ですね。
1:43:16	ちょっとごめんなさい、1個確認をしたいのがありまして、申し訳ございませんエダの。
1:43:22	昨日、コメントさして申し上げましたそのコメントに基づいて本日の資料として、コメントリストをご提出いただいているかと思ひます。で、
1:43:33	このうち7番について、
1:43:35	ちょっと確認をさせていただく。
1:43:37	コメント申し上げますと、
1:44:18	原子炉規制庁武です。すいません。
1:44:20	ちょっともう時間もあれかと思ひますので本日ヒアリングについては、これにて終了させていただきたいと思ひます。
1:44:28	スケジュール等については追って事務的に来ご連絡をいただければと思ひます。四国電力等よろしいでしょうか。
1:44:37	ちょっと今日東京支社がないようですけども、よろしいですかね。時間押してますけどスケジュールでちょっとご確認させていただけたらと思ひますけどもう一度来週に、
1:44:49	当初の準備できたらお願いしたいと思ひしておりますがそれで、その認識でよろしいでしょうか。はい。よろしくお願ひいたします。はい。資料についてはまた追って提出時期等含めて、ご連絡いただければと思ひます。はい。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:45:03	どうも、ありがとうございました。はい、よろしいですね。はい。では本日ヒアリングについては終了させていただきます。ありがとうございました。
1:45:10	ありがとうございました。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。